

質問書に対する回答

件名) 首都圏中央連絡自動車道 成田舗装工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書P34 粒状路盤工 下層路盤A (t = 10cm)	特記仕様書26-5-1(2)にて製鋼スラグ材を使用すると有りますが、粒状路盤工 下層路盤A (t = 10cm) にて使用する製鋼スラグ材はCS-40と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。
2	特記仕様書P34 粒状路盤工 下層路盤A (t = 15cm)	特記仕様書26-5-1(2)にて製鋼スラグ材を使用すると有りますが、粒状路盤工 下層路盤A (t = 15cm) にて使用する製鋼スラグ材はCS-40と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。
3	特記仕様書P35 粒状路盤工 下層路盤B (t = 15cm)	特記仕様書26-5-1(2)にて製鋼スラグ材を使用すると有りますが、粒状路盤工 下層路盤B (t = 15cm) にて使用する製鋼スラグ材はCS-40と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。
4	特記仕様書P35 粒状路盤工 セメントコンクリート舗装路盤A (t = 11cm)	特記仕様書26-5-1(2)にて製鋼スラグ材を使用すると有りますが、粒状路盤工 セメントコンクリート舗装路盤A (t = 11cm) にて使用する製鋼スラグ材はHMS-25と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。